

## 水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項

### 1. 目的

本制度は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条第4項等の定めに基づき、水産関係公共工事等の発注者を支援するため、発注関係事務を適切に実施することができる者を「水産関係公共工事等発注者支援機関」（以下、支援機関という。）として適切に評価・認定することを目的としたものである。

なお、水産関係公共工事等とは、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、漁港海岸事業及び水産関係施設の災害復旧事業に係る公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。

### 2. 支援する業務内容

発注者（国又は都道府県、市町村等の補助事業者）が支援機関へ委託することができる発注関係事務を次のとおり区分する。

#### (1) 設計・積算補助

- ・ 設計図書（仕様書、図面等）の作成補助
- ・ 積算書（積算、積算参考資料）の作成補助

#### (2) 技術審査補助

- ・ 入札に関する技術的（総合評価方式等）資料及び参考資料等の作成補助
- ・ 技術的資料の審査業務補助

#### (3) 監督補助

- ・ 工事の監督補助
- ・ 施工段階確認補助
- ・ 施工状況及び体制の評価補助

#### (4) 検査補助

- ・ 中間及び完成時の検査補助
- ・ 施工者及び担当技術者の評価補助

### 3. 支援機関

#### (1) 支援機関の資格認定

支援機関の資格認定は、水産関係工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）が評価することにより付与されるものとする。なお、支援機関の資格認定の付与に当たっては、応募のあった機関の2. 支援する業務内容の(1)から(4)の区分の発注関係事務に関する実施能力を審査し、資格認定を付与する。

#### (2) 認定要件

支援機関は、次の要件を全て備えたものとする。

- (イ) 公平性、中立性が担保されること。
- (ロ) 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。

- (ハ) 水産関係公共工事等の特性及び関係する法令・基準・事業制度等に精通していること。
- (ニ) 発注関係事務の遂行に必要となる4. に規定する支援技術者（支援機関に所属する技術者）が常時確保されていること。
- (ホ) 水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、豊富な受注実績を有していること。

(3) 有効期間

資格認定の有効期間は、認定日の翌日より5年後の年度末までとする。なお、再申請については、有効期限以前に認定の手続きを行うものとする。

(4) 認定後の支援機関の遵守義務

支援機関が、2. 支援する業務内容のうち(1)又は(2)に関する発注関係事務の委託を受ける場合、支援機関並びに支援機関と資本及び人的関係にある者は、当該事務に関わる一切の工事又は業務への会計法第二十九条の三第一項又は第三項の規定による競争を行わないこととする。

(5) 認定の取り消し

支援機関が以下のいずれかの要件に該当することになった場合、協議会は認定を取り消すものとする。認定の取り消しは、理由も付して通知する。

(イ) 3. (2)の認定要件を満たさなくなった場合。

(ロ) 3. (4)の遵守義務に違反した場合。

(ハ) 当該認定に関する申請内容に虚偽があった場合

(ニ) その他、協議会が、認定の付与に対してふさわしくないと判断した場合

4. 支援技術者に必要な要件

支援技術者は、以下の要件を備えていること。

(1) 資格及び経験の要件

以下の(イ)(ロ)(ハ)のいずれかの要件を満たし、且つ(二)の要件を満たしていること。

(イ) 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「水産土木」)又は水産部門(選択科目を「水産土木」))を有していること。

(ロ) R C C M (水産土木部門)を有していること。

(ハ) 公共工物品質確保技術者又は1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ、水産工学技士(水産土木部門)を有していること。

(二) 水産関係公共工事等の発注者支援業務の従事者(管理技術者又は担当技術者)として延べ5年以上の技術的実務経験を有していること。

(2) 技術研鑽の要件

水産関係公共工事等に関する学会、継続教育機構等に参加し、技術の研鑽に努めていること。

附 則

この制度は、令和2年3月31日より施行する。

なお、今後、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の改正等が生じた場合、必要に応じて適宜見直しを行う。

附 則

この制度は、令和7年12月11日より施行する。